（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第二条　固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第七百五十七号）の一部を次のように改める。

第二条を次のように改める。

（固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法）

第二条　規則第十五条の二の三第一項第二号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものに限る。）は、別表第一の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号及び同条第三号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

2　規則第十五条の二の三第一項第二号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものを除く。）は、別表第二の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

3　規則第十五条の二の三第一項第二号に掲げる物質のうち、規則第十五条の三の三第一項の証明書を要する物質として告示で定めるものは、別表第二に掲げる物質とする。

別表を次のように改める。

別表第１（第２条第１項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
水酸化アルミニウム	ALMINA HYDRATE	一　酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十一　陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。
アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物（不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。）	ALUMINIUM SMELTING/ REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	一　水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危告示」という。）別表第十五の規定により隔離すること。 二　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において船積みをしないこと。 六　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で４週間以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 九　甲板及び積載場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 十　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十一　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十二　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においてはこの限りでない。 十三　陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十四　貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素その他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十五　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十六　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十七　積載場所のハッチは風雨密であること。 十八　積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混合気体の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。